

こんな相談を頂いています！

R7. 8. 9月の相談より 抜粋



*QA では「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。
回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

2号被保険者の介護保険申請の際に健康保険証の提示が求められますが、マイナ保険証に切り替えた利用者の手続きはどのように行えばよいですか。

A

申請書に正しく医療保険情報を記載すれば、区役所側で確認が可能です。マイナ保険証のみの場合は、利用者が保険資格情報を取得する必要があります。念のため、事前に区役所へ確認するのが安心です。

Q

区分変更時のケアマネの一連の業務について教えてください

A

川崎ケアマネジメントツールをご参照していただくと一連の流れが記載されています。暫定ケアプランの同意を得て交付し、認定結果確認後に、正式に交付となります

Q

月に1回の、利用者宅を訪問してのモニタリングができない場合の特段の事情について、教えてください

A

厚労省からケアマネの運営基準について定められていますが、モニタリングの意味を鑑みると何かしらのコンタクトの工夫は必要かもしれませんね

Q

住宅改修の希望が出ました。当月訪問し、改修にかかる申請書を作成する予定です。介護サービス利用なしです。ケアマネージャーの報酬として頂くことはできないのでしょうか。

A

居宅介護支援費は対象にはなりません。が、「川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付」の申請を行えば、作成した理由書1件につき2,000円が交付されます。詳しくは川崎市のHPをご確認ください。

ご相談者様からの声

川崎市から参考資料を引き出す方法がわからなかったので参考にしたいです。

